

「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」改定

○指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン

新	旧
<p>1. 指定管理者制度の概要 (略)</p> <p>2. 指定管理者制度の導入・更新            (1)～(2) (略)            (3) 公募・非公募の検討            指定管理者の募集は、透明性・公平性の確保及び幅広く募集することにより良質の提案を期待する観点から、原則として公募により行う。            ただし、以下による場合など、公募によらない合理的な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>①当該施設の所在する市町村との施策の連携上、当該市町村を指定することが適当と認められる場合            ②当該施設に併設される施設の運営法人等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合            ③施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合  <u>④専門的な知識の蓄積・活用が必要であると認められる場合</u>  <u>⑤長期的・継続的な観点から事業を行う必要があると認められる場合</u>  <u>⑥「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)等に基づき、当該施設を整備した者が管理・運営を行う場合</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3. 指定管理者の指定に関する手続            (1) 指定管理者(候補者)の選定            ア 指定期間の検討            指定の期間は、指定管理者制度の趣旨を十分に活かせるよう、競争性を確保しつつ、各施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、3～5年を原則とする。<u>(制度を初めて導入する施設は3年、更新施設は5年を基本とする。)</u>  <u>なお、施設の特性等からより長期間にすることが合理的と認められる場合は10年とするなど、必要に応じて柔軟に適切な期間を検討する。</u></p>	<p>1. 指定管理者制度の概要 (略)</p> <p>2. 指定管理者制度の導入・更新            (1)～(2) (略)            (3) 公募・非公募の検討            指定管理者の募集は、透明性・公平性の確保及び幅広く募集することにより良質の提案を期待する観点から、原則として公募により行う。            ただし、以下による場合など、公募によらない合理的な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>①当該施設の所在する市町村との施策の連携上、当該市町村を指定することが適当と認められる場合            ②当該施設に併設される施設の運営法人等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合            ③施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3. 指定管理者の指定に関する手続            (1) 指定管理者(候補者)の選定            ア 指定期間の検討            指定の期間は、指定管理者制度の趣旨を十分に活かせるよう、競争性を確保しつつ、各施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、3～5年を原則とする。  <u>※制度を初めて導入する施設は3年、更新施設は5年を基本とし、その他特別な理由がある施設は適宜適切な期間を検討する。</u></p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>4. 指定管理者制度の運用（モニタリング）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 中間年に行うもの</p> <p>以下の項目については、毎年度実施することが望ましい。施設の設置目的や性質、費用対効果などを勘案し、少なくとも、指定管理期間の中間年（ただし、指定管理期間が5年を超える場合を除く）に実施すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 実施年度</p> <p>指定管理期間が5年間の場合は原則として2年目又は3年目（指定管理期間が3年以下の場合は原則として2年目）にセルフチェックを行う。<u>指定管理期間が5年を超える場合は、2～3年に1回、適宜実施すること。</u></p> <p>なお、セルフチェック実施年以外においても、実地確認において、労働関係法令を含む法令違反がないかを確認すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 実施年度</p> <p>指定管理期間が5年間の場合は原則として2年目又は3年目（指定管理期間が3年以下の場合は原則として2年目）に、それ以前の年度についての評価を実施し、以降の管理運営水準の向上に活かすこと。<u>指定管理期間が5年を超える場合は、2～3年に1回、適宜実施すること。</u></p>	<p>(略)</p> <p>4. 指定管理者制度の運用（モニタリング）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 中間年に行うもの</p> <p>以下の項目については、毎年度実施することが望ましいが、施設の設置目的や性質、費用対効果などを勘案し、少なくとも、指定管理期間の中間年に実施すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 実施年度</p> <p>指定管理期間が5年間の場合は原則として2年目又は3年目（指定管理期間が3年以下の場合は原則として2年目）にセルフチェックを行う。</p> <p>なお、セルフチェック実施年以外においても、実地確認において、労働関係法令を含む法令違反がないかを確認すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 実施年度</p> <p>指定管理期間が5年間の場合は原則として2年目又は3年目（指定管理期間が3年以下の場合は原則として2年目）に、それ以前の年度についての評価を実施し、以降の管理運営水準の向上に活かすこと。</p>